

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、お客様への「本物の食文化の提供」を企業理念として、「お客様第一主義」を念頭においた接客サービス、「食の安心・安全・真実」の提供を実現することで、食文化の発展に寄与し、潤いのある社会づくりに貢献していくことが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。その実現のため当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人等の機関を適切に機能させ、株主の皆様の権利を尊重し、経営の効率化と透明性を確保していくとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する責任を十分に果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、少数の取締役による迅速かつ機動的な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役で構成されている監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人との連携により、実効性の高い経営の監視・監督体制を構築してまいります。

さらに、株主・投資家の皆様との対話として、経営状況に関する情報、コーポレート・ガバナンスなどの非財務情報の開示を適時・適切に行なうほか、株主の皆さまが適正に権利行使できる環境整備に努めるなど、株主・投資家の皆様を含めたステークホルダーとの良好な関係維持に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1 反対票の原因分析】

当社は、株主総会後の臨時報告書にて会社提案議案の賛成、反対等の数は開示しておりますが、今まで相当数の反対票が投じられた事がなかったことから、その原因分析までは行ってきませんでした。今後は、反対票が20%を超える会社提案議案については、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析すると共に、株主との対話その他の対応の要否について検討してまいります。

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送】

招集通知発送は、記載内容を十分に検討するため、早期発送は行っておりません。今後は、監査日程等を勘案し、早期発送ができるよう検討してまいります。また、招集通知記載情報の電子公表につきましては、招集通知発送までの間に電子的公表ができるよう進めてまいります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境づくりと招集通知の英訳】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォーム)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が20%以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予想を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定しておりません。一方、単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じて株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社では、最高経営責任者等の後継者問題は、具体的な計画は無いものの、当社の重要な経営課題の一つであると認識しております。取締役のトレーニングや、取締役会における会社の経営課題への積極的な議論参加等を通じて育成に努めると共に、若手も積極的に登用するなど、様々な可能性の中から企業の最高経営責任者としてリーダーシップを発揮する人材を養成してまいります。

【補充原則4-10-1 重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、取締役候補者の選任については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会において適切に決定しております。従いまして、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

当社では、十分な知見を有した取締役がその任についていると考えております。現在のところ、取締役の就任に際してのその役割や責務の説明以外に、トレーニングの必要性は認識しておりませんが、今後、必要に応じ、トレーニングにかかる費用の支援も含めて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予想を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期経営計画は策定しておりませんが、目標達成に向けた定性的・定量的根拠を日常のIR活動を通じて説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、これまで純投資目的以外の投資を行っておりませんが、保有する際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の視点から、必要とする株式を保有することとしております。

また、議決権行使にあたっては、投資先企業が適切なガバナンス体制を構築し、持続的な企業価値向上につながる意思決定を行っているかという観点から、当社の保有目的等も勘案し、各議案について個別に賛否の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が実質的に支配する法人や主要株主等との取引が、競業取引及び利益相反取引に該当する場合には、取締役会での審議、決議を要することとしております。決議に際しては、該当する役員を当該決議の定足数から除外した上で決議するよう取締役会規程に定めております。

関連当事者に関する調査は、年1回、関連当事者取引の確認を行い、該当取引は、有価証券報告書等にて開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念等は、当社ウェブサイト「会社案内」に開示しておりますので、次のURLにアクセスして御覧ください。

<http://www.ichirokudo.com/company/company01.html>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本状況「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、その役割と責務及び業績に見合った水準となるよう、固定の月額報酬と株式報酬型ストック・オプションにより構成しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役としての役割・職責等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の意見聴取をした上で取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員の協議により決定しております。

(4)当社は、取締役会における議論の実質性を高めるため、取締役の人数は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲としております。取締役会全体としては、高い専門性と多様性に配慮して、当社事業に精通した者、会社経営や財務・会計、法務等の豊富な実務経験と高い能力、深い知見を備えた、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物を取締役候補者として選任しております。なお、監査等委員である取締役には、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任し、社外役員の選任に当たっては、会社法に定める社外要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者とします。

また、取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)については、監査等委員会の意見聴取を経て、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員の同意を得て、それぞれ取締役会で審議し、株主総会に府議することとしております。

(5)当社の取締役候補者は、得意とする出身分野及び専門分野の業務に精通し、適確な業務遂行能力や主導性と業務執行監督の実効性に優れ、適切なリスク管理や部署間の統制感覚を有する等、適材適所の観点から総合的に考慮して選任・指名しております。社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規程を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。それ以外の業務執行事項の決定については、意思決定及び執行の迅速化をかかるため、グループ経営に関する重要なものを除き、経営陣に委任しております。当社は、監査等委員会設置会社であり、必要に応じて重要な業務の執行を各取締役に委任することで、意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営が可能となっております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、社外役員の独立性に関する考え方として、法令及び東京証券取引所の独立性基準に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されること、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役の候補者として選任しております。なお、社外役員の独立性に関しては、議決権助言機関の独立性基準も参考にしております。

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性、規模に関する考え方】

取締役会には、「業務執行上の意思決定」と「業務執行の監督」という二つの機能が存在することを前提として、前者につきましては各事業における知識や経験、後者においては経営的視点や経験を持つことを重視しております。

なお、女性や外国人という視点だけではなく、その人が持つ価値観も多様性の一つとして考えており、当社にはない考え方を持つことも重要と考えております。また、監査等委員である取締役には法的素養を持つ者、財務会計の素養を持つ者をそれぞれ1名ずつ選任しております。

取締役会の規模につきましては、活発な議論ができる最大限の人数として、10名以内と考え定款に定めております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役が他社の取締役を兼務する場合は、当社取締役としての職務を果たす上で支障のない合理的な範囲に留めるべく努めております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価の実施と開示】

当社は、第22回定期株主総会の決議により監査等委員会設置会社へと移行いたしました。監査等委員会(3名全員独立社外取締役)は取締役会に対する監査・監督機能を有しております。また、監査等委員である取締役が取締役会に出席することにより、取締役会の実効性が高まり、かつ社内における客観的な評価体制とその制度も従来以上に強化されております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、積極的な情報開示を行うとともに、株主からの対話(面談)の申込みに対して原則対応することで、株主との建設的な対話を促進し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

なお、株主との建設的な対話を促進するための方針として、以下の点に取り組んでおります。

(1)管理本部担当役員がIR活動等の株主との対話全般についての統括等を行っております。

(2)管理本部長をIR活動等の株主との対話全般についての窓口とし、総務部門、経理部門及び事業部門の責任者が連携しております。また、各部門の責任者が定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っております。

(3)毎年決算説明会を実施するとともに、決算説明会資料を当社ホームページで開示する他、ホームページにお問い合わせ窓口を設ける等、対話の促進を行っております。

(4)IR活動・対話等を通じて得られた、株主・投資家等の意見、経営課題、その他の情報等については、必要に応じ、IR担当役員を通じて取締役会等でフィードバックしております。

(5)株主・投資家等との対話に際してのインサイダー情報の取扱いに関しては、社内規程等に則り、留意しております。また、当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間は、決算に関するコメントや質問への回答を控えさせていただくとともに、当社の役職員の当社株式の売買を禁じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
袖原 洋一	4,185,300	43.83
サントリー酒類株式会社	448,000	4.69
アサヒビール株式会社	428,000	4.48
城野 親徳	249,000	2.61
上田八木短資	201,200	2.11
一六堂社員持株会	179,200	1.88
藤田 宗巳	133,200	1.39
大熊 崇	117,600	1.23
林 明良	109,900	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行(投信口)	108,600	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
大森 康生	他の会社の出身者										
寺澤 正孝	他の会社の出身者									△	
高崎 満	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 康生	○	○	――	長年金融機関で培った豊富な経験と知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
寺澤 正孝	○	○	平成15年11月の当社監査役就任前は、当社の顧問弁護士でありました。	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。また、一般株主とに利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
高崎 満	○	○	――	長年小売業で培った豊富な知識と経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。また、一般株主との利

益相反の恐れがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、「監査等委員会監査等基準」に基づき取締役会と協議のうえ、監査を補助すべき使用人を指名することができます。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の補助をしている期間、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から、年間監査計画や各四半期のレビュー結果の報告並びに期末の監査報告を受け、また、監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図っております。

内部監査としては、内部監査室(1名)を設置し、監査等委員会の指示等を受けて、年間計画に基づき各部門の業務執行の有効性や法令の遵守状況等について監査を実施し、監査等委員会に報告を行うとともに、各部門へのモニタリングや業務の改善に向けた助言等を行っております。

また、監査等委員会、会計監査人、内部監査室は四半期毎に、相互に情報交換を行い連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を踏まえ、社外取締役がつとめる法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役と同様に従業員に対しても、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年2月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

- ・取締役に対する報酬等の総額 138,112千円
- ・監査役に対する報酬等の総額 12,000千円(内、社外監査役 12,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案して、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬総額の限度内で、役割等を勘案して、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、要請に応じて、内部監査室、管理本部等の部門が必要な情報・資料を提供し、また必要があれば業務を補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、原則毎月1回開催いたします。その構成員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び監査等委員である取締役3名(内、社外取締役3名)となっております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、並びに法令及び定款に反しないよう業務執行状況の監督を行います。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、3名(全員社外取締役)で構成されております。監査等委員会は、定時、臨時取締役会及び他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する具体的な意見を具申すると共に、監査等委員会を毎月1回以上開催し、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

3. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みのひとつとして、社外取締役3名全員を独立役員に指定しております。

4. 内部監査室

社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従い計画的に内部監査を実施しており、監査等委員及び会計監査人と連携して業務を遂行しております。

5. 弁護士及び会計監査人

顧問弁護士との顧問契約に基づき法律全般及び重要な法務的課題について相談し、検討、対策を実施しております。また、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

6. 役員報酬等

役員報酬につきましては、株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の確保や効率性の向上を図れるものと考え、この体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社を理解していただくために、なるべく、多くの株主が出席しやすい日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、速やかに決算説明会をアナリスト向けに実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、決算関連資料等の適時開示資料及びプレスリリース、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が、IR担当として投資家等の対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、行動規範として規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、当社及び子会社等に関する会社内部情報を会社情報として適時かつ適切に開示することによりインサイダー取引の防止を図るとともに、情報管理の適正化に資することを目的に、「インサイダー情報防止規程」を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動することを徹底しております。
- (2)取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に關し問題が生じた場合は、取締役会及び監査等委員会へ報告しております。
- (3)コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス規程」を制定し、かつコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めております。
- (4)法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正すること等を目的として「企業倫理ヘルプライン規程」を定め、社内外への通報システムの充実を図っております。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存・管理に関する体制

- (1)当社は、株主総会、取締役会等重要な会議における意思決定の記録、「職務権限規程」に基づいて決済した文書等を「文書管理規程」等の社内規程に基づき整理、保存しております。
- (2)情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき実施しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役は、取締役管理本部長をリスクマネジメントに関する総括責任者として任命し、各部門担当取締役と共に、部門ごとのリスクを体系的に管理するため、必要なリスクマネジメントに関する規程を制定しております。
- (2)全社的なリスクを統括する部門は管理本部とし、各部門においては関連規程に基づいて部門ごとのリスクマネジメント体制を確立しております。また、監査等委員会及び内部監査室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎としては、各取締役がそれぞれの職務執行の効率性についても監督しており、問題点や留意点がある場合、月1回定期開催される取締役会にて報告しております。その他、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
- (2)取締役が適正かつ効率的に職務を執行できるように、「組織規程」、「職務権限規程」等社内規程の実行状況の確認を常時行い、現状最善のものへの改訂を取締役会にて隨時行っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、企業集団としての業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部が窓口となり、経営管理を行っており、隨時、管理の進捗状況を取締役会において報告しております。
- (2)監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人と連携をとっています。
- (3)関係会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施しております。また、内部監査室は、関係会社に対する内部監査を実施しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における使用者に関する体制

監査等委員会より職務を補助すべき使用者を置くことを求められた場合、「監査等委員会監査等基準」に基づき取締役会との協議のうえ、監査を補助すべき使用者を指名することができることとなっております。

7. 前記6の使用者の取締役からの独立性に関する体制

前記監査等委員会の職務を補助すべき使用者は、監査等委員会の補助をしている期間、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、独立性を確保しております。

8. 取締役及び使用者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務執行の状況等を報告する体制となっております。
- (2)監査等委員会が必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席し、取締役や従業員に対して報告を求め、必要書類の閲覧することができる体制となっております。
- (3)取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告することになっております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を開き、監査上重要な事実について意見交換を行っております。
- (2)監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と相互に連携し、意見交換、情報交換、それぞれの監査結果の報告等を実施し、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「コンプライアンス規程」に定める行動規範の中で、「市民社会の秩序や安全および企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を定めており、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。また、外部専門機関などから関係情報を収集するとともに、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除する体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

(1)決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理部門の責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて会計監査人による監査及び弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公正な会社情報を開示することに努めております。

(2)発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、人事総務部にて情報収集を行い、管理部門の責任者を中心に情報開示の検討、準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、管理部門の責任者を中心に適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じて取締役会決議を経て、迅速に情報開示しております。

(3)決算に関する情報

決算に関する情報については、経理課を中心とする管理本部が作成、管理、開示を行っております。決算数値等については会計監査人による監査並びに監査等委員会の監査を経て、取締役会で承認し、管理本部より速やかに適時開示を行っております。

